

大分県警察保護対策実施要綱の改正について

令和 7 年 1 月 2 9 日  
大通達甲（刑）第 2 号  
大通達甲（警）第 2 号  
大通達甲（生）第 2 号  
大通達甲（交）第 2 号  
大通達甲（備）第 3 号  
大分県警察本部長から本部  
各課・所・隊長、警察学校  
長、各警察署長宛て

（概 要）

この通達は、暴力団等による保護対象者に対する危害を未然に防止するため、保護対策に関して必要な事項を定めたものである。